

兵庫県公報

平成27年12月11日 金曜日 第 2756 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	3
○ 家畜伝染病の発生（同）	3
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	6
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11

告 示

兵庫県告示第1019号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、相生市、たつの市、赤穂市、西脇市黒田庄町、三木市（吉川町の区域を除く。）、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町及び佐用町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内
一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
相生市	平成28年6月21日（火）から同月30日（木）までの期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
たつの市	平成28年4月18日（月）から同年6月17日（金）までの期間で別に通知する期日	
赤穂市	平成28年9月6日（火）から同月30日（金）までの期間で別に通知する期日	

西脇市黒田庄町	平成28年9月1日(木)から同月2日(金)までの期間で別に通知する期日
三木市 (吉川町の区域を除く。)	平成28年10月31日(月)から同年11月17日(木)までの期間で別に通知する期日
川西市	平成29年1月16日(月)から同年2月10日(金)までの期間で別に通知する期日
小野市	平成28年10月24日(月)から同年11月7日(月)までの期間で別に通知する期日
三田市	平成28年11月21日(月)から同年12月16日(金)までの期間で別に通知する期日
丹波市	平成28年11月21日(月)から同年12月16日(金)までの期間で別に通知する期日
朝来市	平成28年11月8日(火)から同月17日(木)までの期間で別に通知する期日
宍粟市	平成28年6月21日(火)から同年7月22日(金)までの期間で別に通知する期日
加東市	平成29年1月17日(火)から同月31日(火)までの期間で別に通知する期日
多可町	平成28年10月11日(火)から同月14日(金)までの期間で別に通知する期日
稲美町	平成29年2月7日(火)から同月9日(木)までの期間で別に通知する期日
播磨町	平成29年2月1日(水)から同月3日(金)までの期間で別に通知する期日
神河町	平成28年10月5日(水)から同月7日(金)までの期間で別に通知する期日
市川町	平成28年10月3日(月)から同月4日(火)までの期間で別に通知する期日
福崎町	平成28年10月18日(火)から同月21日(金)までの期間で別に通知する期日
太子町	平成28年6月14日(火)から同月17日(金)までの期間で別に通知する期日
上郡町	平成28年7月26日(火)から同月28日(木)までの期間で別に通知する期日
佐用町	平成28年6月1日(水)から同月9日(木)までの期間で別に通知する期日

注：土曜日、日曜日及び祝日を除く。



兵庫県告示第1020号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

西池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	村 尾 竹 市	神戸市西区岩岡町古郷1666番地の2
同	池 本 長 次	加古郡稲美町印南2380番地
同	神 岡 稔	同 郡同 町印南2180番地の1
同	赤 松 隆 芳	同 郡同 町印南2007番地
監 事	松 田 末 治	同 郡同 町六分一1395番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	赤 松 隆 司	加古郡稲美町印南1993番地
同	赤 松 正 弘	同 郡同 町印南2008番地の9
同	梅 本 守	同 郡同 町印南1921番地の47
同	木 下 勝 巳	神戸市西区岩岡町岩岡2857番地の3
監 事	梅 谷 義 美	同 市同区岩岡町野中1057番地



兵庫県告示第1021号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
下鶴井土地改良区	平成27年11月17日



兵庫県告示第1022号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	茂初波、丸石波、奥虎、丸政土井、茂栄波



兵庫県告示第1023号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	結核病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 2頭
4 発生場所	洲本市
5 発生年月日	平成27年11月20日
6 その他参考となるべき事項	ツベルクリン検査により発見



兵庫県告示第1024号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
宍粟市千種町西山字鍋坂795の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1025号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年12月7日から平成28年1月31日まで
- 3 作業地域
西宮市上之町及び大森町



兵庫県告示第1026号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊丹市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（地籍調査事業）
- 2 作業期間
平成27年9月1日から平成28年3月18日まで
- 3 作業地域
伊丹市荻野4丁目、荻野5丁目の一部及び荻野6丁目



兵庫県告示第1027号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量 45点）
- 2 作業期間
平成27年10月30日から同年11月26日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫町1丁目地区



兵庫県告示第1028号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
3級基準点測量 No. 797（20A31再設置）
- (2) 作業期間
平成27年10月1日から同年11月20日まで
- (3) 作業地域
西宮市上甲東園3丁目
- 2 (1) 作業種類
4級基準点測量 7点 No. 0797-001から007まで（20A31-003から009まで再設置）
- (2) 作業期間
平成27年10月1日から同年11月20日まで
- (3) 作業地域
西宮市上甲東園3丁目



兵庫県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年12月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月11日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 辻 福 田 線	豊岡市福成寺字亀田82番1から 豊岡市福成寺字亀田82番1まで	旧	9.0から 9.0まで	14.0	
		新	11.0から 12.0まで	14.0	



兵庫県告示第1030号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 アーバンネクサス株式会社

代表者の氏名 藤 原 武 郎

住所 西脇市和布町150—6

- 2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 アーバンホテル三木

所在地 三木市末広3丁目115番6、115番7、115番8の一部

- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

縦覧期間 平成27年12月11日から同月24日まで

- 4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成27年12月11日から同月24日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニトリ宝塚店

所在地 宝塚市武庫川町104番ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ニトリ

住所 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

代表者の氏名 似 鳥 昭 雄

- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) ニトリ宝塚店

イ 変更後 ニトリ宝塚店

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

株式会社ニトリ

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

似 鳥 昭 雄

外未定

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似 鳥 昭 雄
株式会社ファーストリテイリング	山口市佐山717番1号	柳 井 正

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成27年11月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成27年11月1日

5 届出年月日

平成27年11月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年12月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年4月11日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ金楽寺店

所在地 尼崎市金楽寺町一丁目1-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 マックスバリュ尼崎金楽寺店

イ 変更後 マックスバリュ金楽寺店

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

代表者の氏名 岩 本 隆 雄

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

代表者の氏名 岩 本 隆 雄

- イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称

平成24年10月30日

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成27年12月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成28年4月11日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ西宮浜町店

所在地 西宮市浜町3-26

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称



ア 変更前 マックスバリュ浜町店

イ 変更後 マックスバリュ西宮浜町店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市北条口四丁目4番地

代表者の氏名 原 田 昭 彦

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市北条口四丁目4番地

代表者の氏名 原 田 昭 彦

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成17年4月14日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年12月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年4月11日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 武庫川団地前駅商業施設  
所在地 西宮市上田東町77番18ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 阪神電気鉄道株式会社  
住所 大阪市福島区海老江一丁目1番24号  
代表者の氏名 藤原 崇 起
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前 (仮称) 武庫川団地前駅商業施設
    - イ 変更後 武庫川団地前駅商業施設
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 阪神電気鉄道株式会社  
住所 大阪市福島区海老江一丁目1番24号  
代表者の氏名 坂井 信 也
    - イ 変更後  
名称 阪神電気鉄道株式会社  
住所 大阪市福島区海老江一丁目1番24号  
代表者の氏名 藤原 崇 起
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 姫路市北条口四丁目4番地  
代表者の氏名 原 田 昭 彦
    - イ 変更後  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号  
代表者の氏名 加 栗 章 男
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
平成19年7月26日
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成23年4月1日
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年5月22日ほか
- 5 届出年月日  
平成27年11月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成27年12月11日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成28年4月11日
  - (2) 提出先  
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき神戸市が施行している西神第2地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市みなと総局技術部工務課において縦覧に供する。

平成27年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

工事完了工区

Ⅱ-3-1、Ⅱ-3-2、Ⅱ-3-3、Ⅱ-4-1、Ⅱ-4-2、Ⅱ-4-3、Ⅱ-9-1、Ⅱ-10-3、
Ⅱ-10-4、Ⅱ-11-3、Ⅱ-14-3、Ⅲ-12-1、Ⅲ-12-7、Ⅳ-16、Ⅳ-18、Ⅳ-21、Ⅳ-23、Ⅳ-24、
Ⅳ-26、Ⅳ-30-1、Ⅳ-30-2、Ⅳ-30-4